

富山県農業用水路安全対策ガイドライン

令和元年12月

富 山 県

目 次

はじめに	1
第1章 ガイドライン策定の目的と位置づけ	2
第2章 県内の農業用水路の特徴と役割	
2-1 本県の地形条件や気象状況等	3
2-2 農業用水路の形態	3
2-3 農業用水路の多様な役割	4
2-4 本県の農業用水路の特徴	5
第3章 農業用水路への転落死亡事故の状況と分析	
3-1 過去10年間の転落死亡事故の状況	7
3-2 水路の形態・規模別の事故状況	8
3-3 地域別、地形条件等による分析	9
第4章 アンケート調査等による行動・リスク分析	
4-1 アンケート調査による事例収集・分析	10
4-2 ワークショップによる意見集約、合意形成手法の検討	14
第5章 安全対策にあたっての留意すべき事項	
5-1 想定される転落リスクの検討	15
5-2 安全対策にあたっての留意すべき事項	21
第6章 安全対策の推進	
6-1 ソフト対策	22
(児童や高齢者を特に意識した安全点検、安全啓発の幅広い展開)	
6-2 ハード・セミハード対策	28
(事故リスク、優先度等に応じた転落防止柵や視認性の向上対策等の推進)	
6-3 施設管理関係者と地域組織等の連携強化	36
6-4 農業用水路の安全対策の充実 (PDCAサイクルをまわす)	38

はじめに

富山県では、江戸時代の著名な学者、室鳩巢が「越中百里山河壮なり」と称したように、東西90キロあまりの県土に黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川など多くの大河川が流れており、かつ、これらの多くは急峻な山岳地帯を流れ下って短い距離で海へ注ぐことから、我が国有数の急流河川となっている。

これらの急流河川により造成された扇状地群の平野部には、日本を代表する散居村が広がっている。この平野部では、北アルプスなど3,000m級の急峻な山岳地帯に源を発する豊かな水環境と先人のたゆまぬ努力により、隅々まで用排水路網が整備されてきた。また、全国に先駆けて行われたほ場整備により効率的な稲作農業が行われている。

農村に張り巡らされた用排水路網は、農業生産に必要不可欠であるばかりではなく、地域住民にとっては、通年通水による防火・消流雪のほか洪水防止など多様な役割を期待されており、身近な生活環境の一部となっている。それだけにその利用にあたっては事故の無いように心がけたいが、残念ながら水路への転落死亡事故は毎年後を絶たないのが実態である。県内の農業用水路で発生した死亡事故は、平成21年度から平成30年度末までに184件で、近年は20件前後で推移し、平成30年度は12件、令和元年度も11月末までに9件発生している。

死亡事故の特徴としては、半数以上が幅も高さも1m未満の小規模な農業用水路で起こっていること、また、65歳以上の高齢者が8割を占め、水量が多い4～8月に限らず、年間を通じて発生していること等があげられる。

農業用水路での事故防止対策については、これまで、①注意喚起看板の設置、②事故防止等と呼びかけるチラシやポスター等の配布、③補助事業や県単独事業による転落防止柵の設置などが行なわれてきたが、依然として転落死亡事故が発生していることから、本年、1月に有識者からなる「農業用水路事故防止対策推進会議」を設置し、ソフト・ハード両面からの事故防止対策について、事故の傾向分析等を踏まえた総合的な検討を進め、今般、一般県民に向けた「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のとりまとめに至ったものである。

今後、このガイドラインに基づき、県内において、行政、関係団体や地域組織等が連携し、地域の実情に応じた効果的な事故防止対策が進められ、転落事故防止につながるものが切に望まれる。